

平成24年4月2日

保健福祉部長様
経済部長様
各（総合）振興局長様
教育長様

農政部長
水産林務部長

教育旅行における農林漁家民泊の取扱いについて

農山漁村における教育旅行の受入は、教育的効果などを背景に、近年その需要が高まっておりますが、農山漁村での生活体験や作業体験は、本道農林漁業の理解促進にも大きく貢献するものです。

このような教育旅行を無償で宿泊させる「民泊」は、旅館業法等の適用を受けませんが、こうした農林漁家の受入においても安全性が確保されるよう、庁内関係部署で協議し、「民泊」についての取扱いを整理しましたので、本通知の趣旨をご理解のうえ、貴部局関係機関及び団体へ周知願います。

〔 農村振興局農村設計課農村企画グループ
総務課政策調整グループ 〕

○ 教育旅行における農林漁家民泊の取扱いについて

平成24年3月28日

1 体験学習を伴う教育旅行の現状

北海道は、世界自然遺産の知床をはじめとする雄大で豊かな自然と大地、農林漁業を基幹産業とする高い食料自給率を誇る安全で安心な食、アイヌ民族の文化など、多彩な個性と可能性に満ちています。

ライフスタイルが多様化し、農山漁村に心の「うるおい」や「やすらぎ」、「自然や農林漁業とのふれあい」を求める“グリーン・ツーリズム”への関心が高まる中、北海道を旅行先とする教育旅行では、自然や農山漁村での体験が有する教育的効果等に着目し、その行程に農山漁村での生活体験等を積極的に取り入れた形が定着しつつあります。

しかしながら、生活体験等を希望しても、児童や生徒の数や時期によっては実現できる地域や期間に限られるなど、本道の農山漁村地域の受入体制は必ずしも学校側のニーズに応えられておらず、北海道の持つ潜在力が十分に発揮されていないのが現状です。

【用語の定義】

「教育旅行」・・・修学旅行や研修旅行等、学校が主催する旅行。

「農林漁家民宿」・・・農林漁家が、旅館業法の簡易宿所等の営業許可を受けて人を宿泊させる形態。

「農林漁家民泊」・・・農林漁家が、宿泊料を受けないで人を宿泊させる形態。

(旅館業法の簡易宿所等の営業許可を要しない。)

2 体験学習を伴う教育旅行の効果

農山漁村における生活体験や作業体験などの体験学習を取り入れた教育旅行の受入は、未来を担う子どもたちが北海道の基幹産業である農林漁業や農山漁村への理解を深め、将来における北海道の“応援団”となる可能性を有しているほか、青少年の情操と創造性を養い、自ら生きる力を育むといった教育的効果、受入による地域経済への効果、さらには北海道への移住・定住に繋がる可能性も有するなど、その効果はとても広範囲で多岐に亘り、北海道の持続的な発展に資するものとなっています。

3 教育旅行における農林漁家での受入について

全国的な農山漁村での教育旅行の広がりから、平成15年には農林漁家民宿に係る規制が緩和され、道ではグリーン・ツーリズム活動において、農林漁家での宿泊を伴う受入に際して、旅館業法等の関係法令を遵守し、適切な対価を得て継続的かつ安定的な取り組みとなるよう助言しているところです。

そのような中、平成22年には体験型教育旅行の需要の高まりを背景に、国の「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）の中で「農林漁家における『民宿』と『民泊』の区分の明確化」が盛り込まれ、厚生労働

省からも「無償で宿泊させる場合の旅館業法の適用について」（平成23年2月24日付け健康局生活衛生課長通知）により「教育旅行など生活体験等を行い、無償で宿泊させる民泊の場合は、同法律の規定上適用除外である」ことが改めて示されたところです。

4 民泊の取扱いについて

旅館業法等の適用を受けない民泊による教育旅行の受入は、手続き等の観点から、実践者となる農林漁家が取組に参加しやすくなり、食料の大切さとそれを生産する農山漁村への理解を育む教育旅行の推進に寄与するものですが、このような場合においても、受入の安全性が確保されることがこの取組を持続的に発展させるために重要となります。

このため、協議会等が、地域の特性を活かした自主的な活動を安全に展開できるよう、民泊において取り決めておくべき事項を次のとおり示します。

なお、民泊による教育旅行の受入において、農林漁家が宿泊料にあたるものを徴収する場合又は食事を調理し提供するなどの場合には、旅館業法や食品衛生法等関係法令に基づく所要の許可が必要となりますので留意してください。

【民泊を行うにあたって取り決めておくべき事項】

- ・ 地域協議会等の組織に関すること
- ・ 安全の確保に関すること
- ・ 衛生の確保に関すること
- ・ 受入実績の把握と個人情報の管理に関すること
- ・ 食事の提供に関すること
- ・ 体験学習の対価に関すること

○ 民泊を行うにあたって取り決めておくべき事項の具体例

1 地域協議会等の組織に関すること

(1) 組織及び規約

農林漁家民泊（※）により教育旅行の受入をする場合は、受入のための地域協議会等（以下「協議会等」という。）を設け、活動の指針となる規約等を定めて組織体制を明らかにする。

(2) 協議会等の構成員

協議会等の構成員は、農林漁家を中心として構成。

(3) 協議会等への加入

教育旅行を受入しようとする農林漁家は、事前に地域協議会等へ加入することとし、地域協議会等からの協力要請により受入を行う。

(4) 受入マニュアルの作成

協議会等は、安全かつ円滑な受入を行うため、緊急時の対応や準備・心構えなどを定めた受入マニュアルを作成し、受入する農林漁家へ周知する。

(5) 市町村・関係機関等との連携に関すること

協議会等は、持続可能な取組に向け、市町村や関係機関等との連携を図る。

2 安全の確保に関すること

(1) 協議会等における安全の確保

協議会等は、学校の児童や生徒（以下「生徒等」という。）の受入にあたり、事前に学校側と協議し、全ての農林漁家において生徒等の安全が確保できる場合のみ受入する。

また、体験や宿泊に係る安全対策に関する事項について明確にするともに、講習会の実施（別表1のとおり）や傷害保険等への加入等、不測の事態に備えた対応・体制に万全を期す。

(2) 農林漁家における安全の確保

農林漁家は、生徒等の受入にあたり、家庭用消火器等の消防用設備を設置するなど、安全の確保に十分留意する。

また、宿泊に供する部屋は、直接外部に避難できる窓等が設置されているなど、安全が十分に確保できる部屋に限るものとし、緊急の場合の避難経路、避難口の案内を事前に行う。

3 衛生の確保に関すること

(1) 協議会等における衛生の確保

協議会等は、受入する農林漁家を対象として、定期的（1回／年 以上）に施設や食品衛生等に関する講習会を実施する（別表1のとおり）。

また、新たに受入をしようとする農林漁家がある場合には、予め当該農林漁家を対象とした講習会等を実施する。

(2) 農林漁家における衛生の確保

受入する農林漁家は、生徒等の受入にあたり、食事の原材料や提供品目、冷蔵庫等の温度管理などの衛生管理に係る記録を作成して保存するとともに、検便の実施や手洗い場の設置など、衛生の確保に努める。

4 受入実績の把握と個人情報の管理に関すること

協議会等は、受入する農林漁家の名簿等を備え置くこととし、受入実績の記録を保管する。

また、受入に際して入手した個人情報については、その管理に十分配慮する。

5 食事の提供に関すること

生徒等の食事は、生徒等が自ら調理するもの又は農林漁家と共同で調理するものとする。

※ 農林漁家が調理し、食事を提供する場合には、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要。

6 体験学習の対価に関すること

(1) 対価の考え方

生徒等の体験に係る指導等の対価の考え方は、別表のとおりとする。

(2) 対価の設定

指導の対価は、協議会等が指導の内容や時間を考慮して定めるものとし、その金額は体験指導に係るもののみとする。

別表 1

講 習 内 容	
1	施設に関する事項 (1) 滞在に供する部屋、浴室、洗面所、便所等の施設設備、管理について (2) 火災・震災等発生時への備えと発生時の対応について
2	食品衛生に関する事項 (1) 食中毒とその予防について (2) 施設、器具、使用水の衛生管理について (3) 食品の衛生的取扱いについて (4) 調理従事者の健康管理について
3	その他必要であると認められる事項 病気、怪我などの発生時の対応について

別表 2

区 分	内 容	摘 要
指導等に伴う対価に含むことができるもの	消耗品費 人件費 収穫農産物等の価額 体験指導に係る諸経費 食事代の実費	人件費は、生活体験及び調理・食事等の指導に係る人件費とする。
指導等に伴う対価に含むことができないもの	宿泊のための経費 生徒等の送迎に要する経費	寝具賃借料、クリーニング代、光熱水費、室内清掃費、部屋料など、宿泊に要する費用と認められるもの。(名称のいかんを問わない)